

竹島・独島から見る日本と韓国の現在

横 田 将 志

一 はじめに

筆者たちは二〇一六年三月、竹島・独島を訪問する機会を得た。韓国南東部の浦項から鬱陵島を経由して、竹島・独島に渡ることができた。本稿では、日本から竹島・独島への渡航プロセス、および竹島・独島とその中継地として機能している鬱陵島の様子について述べる。

次節では、日本から竹島・独島への渡航の概況について見ていく。これを踏まえたうえで続けて、日本から鬱陵島への渡航、鬱陵島での筆者たちの行動、鬱陵島から竹島・独島への渡航、

そして竹島・独島の様子、実情、および印象について論じる。

筆者は竹島・独島訪問後の二〇一六年九月、プレアビヒア寺院周辺のカンボジアとタイとの国境地帯を訪れた。その国境地帯は竹島・独島同様、領有権問題を抱えている。領有権を争う両国にとって象徴的な意味合いを有している。その一方で、相違点もある。これらの点を踏まえて、プレアビヒア寺院周辺国境で得られた知見をもとに、竹島・独島について一考察を加える。

二 日本から竹島・独島への渡航

竹島・独島は現在、日本から直接渡航できない。日本国内の各港から向かう船便が存在しない。日本政府も領有権を主張している一方で、韓国政府が実効支配している。このため、日本各地から日本の領土の一部として、国境を越えることなく訪れることができない。韓国領として訪問することになる。

日本の外務省は国民に対して、竹島への渡航を自粛するように呼びかけている。^①竹島・独島への訪問は、現状では韓国を経由せざるを得ない。韓国国内のいずれかの空港もしくは港で入国審査を受けたうえで、韓国領の一部として行うことになる。黙示的に、韓国の竹島・独島に対する領有権を認めるかたちになる。これは、韓国政府による竹島の実効支配を違法行為だと主張している日本政府の立場とは、相容れない。

日本人が韓国側から竹島・独島に渡航しようとして失敗した例も、いくつか報告されている。二〇一一年八月には、自民党の国会議員三名が竹島問題に関する理解を深める目的で韓国の鬱陵島を視察するために韓国に向かった際、ソウルの金浦空港において入国を拒否された。^②一般の日本人が竹島・独島に向かうとした際、韓国南東部の浦項から鬱陵島行きのフェリーに乗船する前に、韓国の海洋警察の人間から「独島は何パーセント、

韓国のものだと思うのか」という趣旨の質問をされた事例も存在する。^③このケースのとき、鬱陵島までは行くことができたが、同島から竹島・独島へ渡るフェリーに乗りようとした際にも同様のやりとりがなされた結果、竹島・独島訪問は実現しなかった。

三 筆者たちの竹島・独島への渡航

(一) 鬱陵島までの渡航と鬱陵島での行動

筆者たちは二〇一六年三月一日、成田空港から出国し、まず韓国南部の釜山へと降り立った。釜山からは、車で鬱陵島行きフェリーの出航地である浦項へと向かった。釜山から浦項へは、高速道路を経由して約二時間で到着した。

翌一二日、浦項から鬱陵島へと移動する。フェリーターミナルでは、前述したような海洋警察からの質問を受けることはなかった。警察官の姿をほとんど目にしなかった。その代わりに、竹島・独島を説明するプレートと島の様子をリアルタイムで映し出すモニターを見つけた。^④

浦項港で、鬱陵島行きのフェリーに乗り込む。乗船の際、パスポート・チェックを受けたが、韓国人の乗客も身分証を提示していた。日本人をはじめとする外国人のみを対象として身分確認を行っているわけではなかった。^⑤筆者たちが乗船した

フェリーは、大型の高速船であった。大きなリュックを背負い、登山用のウェアを着込んだ韓国人観光客たちでほぼ満席だった。鬱陵島には、約三時間半で到着した。降り立った棧橋には、

“Dokdo of Korea”と書かれた旗が大量に掲げられていた。到着後はまず、同島に所在する海洋警察署^⑥を訪問した(写真1)。翌日に迫った竹島・独島への渡航に備えての訪問である。署内では、数名の署員が対応にあたってくれた。最初、若干緊張したような雰囲気^⑦が署内を覆ったが、それもすぐに和んだ。やりとりのなかでは、パスポートのコピーをとられたり、筆者たちの職業について尋ねられたりもしたが、シビアな交渉はなかった。一〇分程度の滞在であつさりと、筆者たちの竹島・独島訪問が認められた。署を離れた後、独島に駐在する海洋警察の幹部から訪問を歓迎する意の電話ももらった。

緊張や交渉といった点では事前の予想をはるかに下回った海洋警察署の訪問となったが、署員から、かつて日本人の観光客や政治家が独島訪問の際に、トラブルを起こしたことがあったという話がなされた。そのうえで、筆者たちに、訪問時に問題を起こすような行動をしないでほしいと付言された。訪問目的について、こちらが「研究調査のため」と言うのと、「観光ですよね」というかたちの念押しがなされた。このことから、海洋警察が日本人の竹島・独島訪問に関して、領土問題の存在や独

竹島・独島から見る日本と韓国の現在(横田)

写真1 鬱陵島に所在する海洋警察署



(出典：筆者撮影)

島が韓国領であることから否定的だということではなく、訪問に伴う何らかのトラブルの発生を懸念して、神経質になっていると考えられる^⑦。

筆者たちは海洋警察署訪問の後、鬱陵島内にある「安龍福記念館」に足を運んだ。同記念館は、二〇一三年に開館した。立派な施設であるにもかかわらず、入館無料だった。記念館の設

置費や維持費、運営費について館員に尋ねたところ、「政府系のどこからか」という曖昧な返答が返ってきた⁽⁸⁾。

安龍福は、一七世紀の人物だ。大韓民国建国後の二〇世紀半ばになってから、独島が朝鮮領であることを日本側に認めさせた人物として、英雄視されるようになった。韓国の愛国団体である「大東文教会」によって一九五四年から、「將軍」と呼ばれるようになったが、実際には、朝鮮の政府役人の肩書を勝手に名乗って日本側と交渉した人物であった。

記念館は、模型や古文書、映像等を使用して、安龍福の足跡や功績を展示している。韓国語の説明文だけではなく、英語と日本語（一部はさらに中国語）の説明文も設置してあった。

（二）鬱陵島から竹島・独島への渡航

筆者たちは海洋警察署と安龍福記念館を訪問した翌日の一日、竹島・独島へと向かった。独島行きフェリーは、浦項行きフェリーと別のターミナルを使用している。浦項行きのターミナルから車で一〇分ほど離れた、島の反対側に位置する栈橋から出港する。独島行きフェリー乗り場は、海洋警察署のそばで、ひっそりとしていた。フェリーを待つ人々も落ち着いた様子で、韓国の国旗を掲げたりしていなかった。一組のグループだけがそれほど大きくない横断幕を出して、集合写真を撮っている程

度であった。

予定時刻になり、フェリーに乗り込む。前日に海洋警察署を訪れて事前に承認を取りつけておいたからかどうかは判然としなかったが、先述したような日本人を対象とした竹島・独島に関する質問を受けなかった。韓国人の乗客と同様に、乗船券と身分証明書の確認だけで、乗船できた。

筆者たちを乗せたフェリーは、浦項と鬱陵島の間を結ぶフェリーを運航している船会社が運航している。四〇〇人乗りの新しい双胴高速船で、船会社が自前で建造したものだ（写真2）。政府からの補助金等によって導入されたものではない。鬱陵島―独島航路がそれだけの利益を生み出す路線であることを象徴していると言えよう。竹島・独島への訪問者は、年間約二〇万人に及ぶ⁽⁹⁾。

当日の乗船率はオフシーズンであったために、四割程度であった⁽¹⁰⁾。竹島・独島は、年間六〇日ほどしかフェリーから上陸できない。日本海（東海）の真ん中に浮かぶ小島であり、かつ港湾設備が十分に整備されていないため、波の高い日や風の強い日の上陸が難しい。筆者たちが訪問した三月中旬はまだ、波が高く、風も強い時期だ。上陸できない日も多い。しかしながら、フェリー船内では出航後、独島への上陸が可能であること、ならびに乗客が少ないために独島からの帰路、独島周辺を一周

写真2 鬱陵島と独島を結ぶ高速船



(出典：筆者撮影)

してから鬱陵島へ向かうとのアナウンスがあった。
落ち着いた雰囲気だった船内はしばらくすると、にわかに騒々しくなっていた。窓の外を見ると、前方には目的地である竹島・独島が見えはじめてきた。鬱陵島を出発してから、約一時間半が経過していた。

四 竹島・独島の実情

竹島・独島は、男島（西島）と女島（東島）の二つの小さな島、および三七の岩礁から構成されている。筆者たちを乗せた船は午前一〇時一五分、女島に整備された船舶停泊施設に着岸した。船を降りると、同島に駐在する海洋警察の人間が温かく迎えてくれた。島への上陸に際して、ボディチェックも身分証の確認もなかった。船員や海洋警察の隊員から何らかの注意を受けることもなかった。これは、乗り合わせていた韓国人訪問者も同様であった。

竹島・独島は、海洋警察によって警備されていた。同地には現在、約五〇名が滞在している。^⑪ 海洋警察への配属となった徴兵期間中の人間が五〇日周期で交代しながら、警戒にあたっている。^⑫ 竹島・独島滞在中、多くの海洋警察の隊員の姿を目にしたが、何らかの脅威、ましてや日本に対して備えているといった印象はなかった。サブマシンガンを携帯した隊員を一人だけ見かけたが、外部からの侵攻に対して警戒にあたっているのではなく、一般の訪問者が立入禁止区域に入らないよう警戒している様子だった。^⑬

筆者は竹島・独島滞在中、立ち入りが許可されている区域をくまなく回った。同島を訪れていた韓国人の大半は、前日に浦

項から鬱陵島に渡ってくる高速船で乗り合わせた人々と同様に、トレッキングの格好をしていた。国旗を出したり、横断幕を出したりといった、独島が韓国領であることを誇示するような振る舞いをしていなかった。竹島・独島そのものやそこから望む大海原をカメラに収めていた。なかでも、「大韓民国最東端の地」と刻まれた石碑を格好の撮影スポットとしていた（写真3）。その石碑の前でも、独島の領有権を主張するような行為をしていなかった。

竹島・独島では、韓国人観光客からカメラのシャッターを切ってもらえるよう頼まれる機会が数回あった。筆者は、英語とごく簡単な韓国語でコミュニケーションを図った。撮影を頼んできた韓国人はこのため、筆者を日本人だと理解したと思われる。その一方で、竹島・独島について何らかのことを主張してきたり、また態度を変えたりすることはなかった。いたって友好的に対応してくれた。写真を撮り終えてカメラを返した際に、日本語で「ありがとう」と声をかけてくれた人間もいた。

二〇一二年八月に当時の李明博大統領が竹島・独島を訪問した¹⁴。李明博大統領はヘリコプターで降り立ち、「韓国領」と書かれた石碑とともに写真に収まった。今回の竹島・独島訪問の際、そのヘリポートや石碑を目にすることはなかった。海洋警察等の施設も見なかった。これらは、筆者たちが上陸した女島

写真3 「大韓民国最東端の地」と刻まれた石碑



（出典：筆者撮影）

の頂上付近に位置している。フェリーの停泊している岸壁からは急峻な岩肌を登らなくてはたどり着けない。一般の訪問者はこのため、訪れることができない¹⁵。女島の周囲の護岸工事がなされたわずかな空間のみにしか立ち入れない。そこにはトイレなどの設備もないため、三〇分の滞在しか認められていない。筆者たちも他の韓国人訪問者と一緒に、三〇分ほどの滞在の後、

来たときと同じ高速船で竹島・独島を後にした。⁽¹⁶⁾

五 竹島・独島の印象

筆者たちを乗せた高速船は、午前一〇時五〇分に竹島・独島を離れた。鬱陵島へと進路をとる前に、島の周囲を一回りした。乗船客がシーズンオフで少なかったための特別措置だ。乗船客の多くは寒いなかデッキに出て、竹島・独島の写真をカメラやスマートフォンに収めていた。船に寄ってきた海鳥に餌をあげている人間もいた。

筆者はデッキで写真を撮りつつ、竹島・独島を眺めた（写真4）。船上から眺める竹島・独島は、「島」というよりも大きな「岩」に見えた。⁽¹⁷⁾ 平地がなく、岩肌もむき出しで、人が住めるような場所ではないという印象だった。筆者たちを乗せてきた高速船も、年間六〇日ほどしか着岸できない。携帯電話は通じだが、真水も耕作に適した土地もほとんどない。護岸工事などを行ってようやく人間が滞在できるようになった土地だと感じられた。今回の訪問をとおして、筆者の竹島・独島に対する印象が「島」から「岩」へと傾いたというのが正直なところだ。

竹島・独島は、人間の居住や開発に適さない。その一方で、貴重な自然が残されている。鉛色のイメージの強い日本海（東海）であるが、竹島・独島を取り囲む海の水は、高い透明度を

竹島・独島から見る日本と韓国の現在（横田）

写真4 竹島・独島全景



（出典：筆者撮影）

誇っていた。竹島・独島を訪れていた韓国人は、ほとんどがトレッキングの格好をしていた。鬱陵島でのトレッキングも目的としていたようだ。⁽¹⁸⁾ 歴史的・民族的重要性だけではなく、貴重な自然という観点からも、竹島・独島に訪問していた可能性もあると考えられる。

今回の竹島・独島訪問において、筆者が日本人であるからと

いつて差別されたり、特別な処遇を受けたり、問題に見舞われたりすることは、なかった。事前に日本人が渡航できなかった事例を聞いていたことから念のために、海洋警察署にも出向いたが、拍子抜けするほどあつけなく、竹島・独島に行つて、戻つてこられた。「国境の島」や「対立の島」という印象から、日本人の渡航が困難であつたり、できたとしても困難な状況に直面したりするのではないのかと考えていたが、そうした憂慮は必要のないものであつた。

日本人の竹島・独島訪問は、日韓両国の政府間関係によつて左右される側面もある。筆者たちの訪問が天候的にだけではなく、両国間の関係の面でも恵まれていた点は否定できない¹⁹。しかしながら、今回の訪問をとおして、竹島・独島現地で「国境の島」や「対立の島」といった印象を受けなかったことは、事実である。

六 カンボジアとタイとの国境地帯からの一考察

竹島・独島は、歴史的に象徴的な意味合いをもつ。韓国では、主権や民族の観点から認識・議論されることが一般的だ²⁰。

象徴的意味合いをもつ領土問題は、カンボジアとタイとの間にも存在する。プレアビヒア寺院付近の国境地帯がこれに該当

する²¹。同寺院は、九世紀にクメール人によつて建立されたヒンドゥー教の寺院である。二〇世紀前半から中葉にかけて、タイが実行支配していた。現在は国際司法裁判所の判決などを受けて、カンボジア領となつている。しかしながら、いまだに両国間の懸案事項であり続けている。近年では二〇〇八年と二〇一一年に、付近の国境地帯でカンボジア軍とタイ軍との間で小規模な軍事衝突が発生し、双方に死者を出した²²。日本の外務省はこのような点を鑑みて、国境地帯タイ側への不要不急の渡航をやめるよう勧告している²³。

筆者は、二〇一六年九月一日にタイ人研究者とともに、プレアビヒア寺院周辺国境地帯のタイ側（シーサケート県カンタララック郡）を訪れる機会を得た²⁴。国境付近、およびその周辺の村では、数多くの防空壕やバンカーを目にした。国境付近には、警察の一組織である国境警備隊だけでなく、陸軍も配備されていた。数年前に実際に軍事衝突があつたことを実感できる状況にあつた。

国境地帯のタイ側は、カオ・プラ・ウィハーン国立公園（Khao Pra Wihan National Park）に指定されている。多くの国境警備隊や陸軍が駐屯し、防空壕がありながらも、周辺住民にとつての手軽なピクニック・スポットとなつていた²⁵。休日になると、多くの人々が訪れる。ボディチェックや手荷物検査、

身分証の確認等なしで入場できる。その一方で、国立公園から国境を越えて、至近にあるプレアビヒア寺院に行くことは、現在できない。この象徴的意味合いをもつ国境地帯において、国境を越えられない状況にある⁽²⁶⁾。

筆者が訪問した日は偶然にも、プレアビヒア寺院周辺のカンボジア―タイ国境にとつて、エポックメイキングな日であった。タイ側の国立公園で、「タイ・カンボジア友好コンサート」が開催された。このイベントには、カンボジア軍も参加した。カンボジア軍の参加者は、平和裏にタイ側の了承のもと、パスポートも持たずに、国境を陸路で越えてきた。これは、史上初めての出来事であった。イベント終了後には同地で、将校クラス⁽²⁷⁾の初の公式会談も行われた。筆者は、このようなプレアビヒア寺院周辺の国境をめぐる状況が変化しつつあることを象徴する場面に立ち会うことができた。

プレアビヒア寺院周辺の国境地帯の状況は、数年前まで実際に戦火を交えていた相手同士が友好的なイベントを開催するほどまでに改善してきている。近い将来、現在とは不可能であるタイ側からプレアビヒア寺院へのカオ・プラ・ウィハーン国立公園経由での訪問も実現する見通しだ。同国境をとおした経済・貿易・観光の活性化にも期待が寄せられている⁽²⁸⁾。

竹島・独島の事例とプレアビヒア寺院周辺の事例との間には、

竹島・独島から見る日本と韓国の現在（横田）

相違点がある。日韓間には植民地支配の歴史が存在するが、カンボジアとタイとの間には同様の歴史がない⁽²⁹⁾。前者は領土をめぐる武力衝突の経験をもたず、その発生見込みも極めて低い。後者は武力衝突を幾度も経験しているうえに、現在もその可能性を排除しきれない。前者は国際司法裁判所で扱われていないが、後者は同裁判所によって国境線が判断された経緯をもつ⁽³⁰⁾。竹島・独島が海に浮かぶ島であるのに対して、プレアビヒア寺院周辺は陸上の国境である。

その一方で、双方の間には類似点もある。竹島・独島には、実効支配している韓国側からしか行けない。日本側から直接訪れることはできない。プレアビヒア寺院には、同じく実効支配しているカンボジア側からは行けるが、タイ側からは行けない。そして、竹島・独島もプレアビヒア寺院も、観光地化している。プレアビヒア寺院周辺国境の事例は、対立の火種が残ったままでも、国境地帯を新たな交流の地へとの変革できる可能性を示唆している。竹島・独島も豊かな自然という観光資源に恵まれている。陸上国境ではないため、経済・貿易のゲートとなることは難しいと考えられるが、観光を軸とした交流の場とすることはできる可能性を有していると言えよう。

七 おわりに

本稿では、日本から竹島・独島への渡航と同島の現状について、鬱陵島での筆者たちの動きを交えて述べてきた。

竹島・独島への訪問は、日本人であつても大きな困難を伴わなかった。念のため、海洋警察署を訪ねたうえで行ったが、一般の韓国人と同様であつた。竹島・独島では、「対立の島」や「紛争の島」であることを実感できなかった。その代わりに、自然豊かな大きな「岩」という印象を受けた。

プレアビヒア寺院周辺のカンボジア―タイ国境は、竹島・独島をめぐるものよりも厳しい対立のもとにあつた。その一方で、国境の開放やこれとおした交流の活性化に向けた取り組みが進行しつつある。このことから、竹島・独島が今後、「対立の島」から「交流の島」へと変わっていくことも不可能ではないと考えられる。

- (1) 日本国外務省「韓国の出入国手続に従った竹島入域の自粛について」http://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/na/takeshima/page1w_000030.html (二〇一六年一〇月二八日アクセス)。
- (2) 「韓国、異例の入国拒否」『朝日新聞』(二〇一一年八月二日、東京朝刊) 三面。
- (3) 崔永鎬(韓国・浦項、二〇一六年三月一日聞き取り)。この

とき、質問された日本人が「独島は七〇パーセント、韓国のものだ」と発言すると、海洋警察の担当者は「独島は九五パーセント、韓国のものだ」と応答した。

- (4) 筆者たちが訪れた際は、モニターに何も映し出されていなかった。

- (5) 飛行機の国内線や内航のフェリーに搭乗・乗船する際に、身分証の確認を行う国は数多く存在する。

- (6) 韓国の海洋警察庁は二〇一四年四月に発生したセウォル号沈没事故を受けて、同年一月に国民安全処海洋警備安全本部へと改組された。

- (7) 日本人が韓国側から竹島・独島に訪問する行為は、同島に対する韓国の領有権を黙示的に認める行為に当たするため、韓国政府の立場の強化に資するものと考えられる。

- (8) 韓国国内の愛国者団体といった民間団体が設置・運営している可能性も排除しきれない。なお、安龍福記念館の館長は、同じく鬱陵島内にある「独島博物館」の館長が兼任している。

- (9) 鬱陵島の訪問者数は、年間三〇万〜四〇万人程度である。

- (10) 韓国では二〇一四年五月に発生したセウォル号沈没事故後、船旅を敬遠する風潮が見られる。

- (11) 韓国海洋警備安全本部(独島、二〇一六年三月一二日聞き取り)。

- (12) 韓国の徴兵制度では、陸海空軍および海兵隊だけではなく、警察や海洋警察、法務部(刑務官)などの部門にも配属される場合もある。

- (13) 海洋警察の隊員と一緒に写真を撮ったり話をしたりする人間を数多く見かけた。隊員は、筆者の質問にも快く答えてくれた。

- (14) 韓国の現職大統領による竹島・独島訪問は、これが初めてであった。
- (15) 独島に駐在している海洋警察の隊員らのための物資等は多くが船便で届けられる。船舶停泊施設から海洋警察等の施設がある女島頂上付近まで、荷物運搬用のロープウェイが張られている。
- (16) 鬱陵島と独島を結ぶフェリーは、筆者たちが利用した午前中の一往復のみである。
- (17) 竹島・独島は、英語では「リアンクール岩礁」(Liancourt Rocks)と呼ばれる。竹島・独島問題に関して中立の立場をとる第三国では一般的に、この呼称が用いられる。
- (18) 鬱陵島には、ジオサイトに指定されている箇所が点在し、トレッキング・コースも整備されている。
- (19) 日韓関係は、二〇一五年一二月の慰安婦問題に関する合意以降、好転の兆しを見せた。
- (20) 竹島・独島が日本(島根県)に編入された一九〇五年、当時の大韓帝国は日本の保護国となり、外交権を失った。韓国国内ではこのため、竹島・独島の日本編入を一九一〇年に始まった植民地支配への一里塚とみなす傾向が強い。
- (21) プレアビヒア寺院はタイでは、「カオ・プラ・ウィハーン遺跡」と呼ばれる。
- (22) プレアビヒア寺院およびその周辺の国境紛争と国境画定に関する経緯については、別の機会に論じる。なお、次の論考が詳しい。
John Burgess, *Temple in the Clouds: Faith and Conflict at Preah Vihear* (Bangkok: River Books, 2015).
- (23) 日本国外務省「タイについての海外安全情報(危険情報)の発出」海外安全ホームページ (<http://www.anzen.mofa.go.jp/info/>)

竹島・独島から見る日本と韓国の現在(横田)

- pchazardspecificinfo_2016T055.html#ad-image-0 二〇一六年一月二八日アクセス)。
- (24) 訪問に際しては、同行したタイ人研究者をとおして、事前に安全性を十分に確認した。
- (25) 晴れていると、眼下にカンボジアの風景が一望できる。
- (26) カンボジアとタイとの間では、他の多くの地点では陸上国境を越えることができる。タイ側からプレアビヒア寺院への訪問は、これらの国境もしくは空路で迂回するかたちであれば、可能である。
- (27) 非公式の会合は頻繁に行われている。
- (28) プレアビヒア寺院周辺の国境の開放に関しては二〇一六年九月の時点で、タイ側ではすでに承認がなされている。カンボジア側では事務的な手続きの遅れのため、まだ承認がなされていない。
- (29) かつてのクメール王朝が現在のタイの大部分にあたる地域を支配していた歴史やタイの王朝がカンボジアを属国としていた過去は存在する。
- (30) この事例は、国際司法裁判所の判断による領土紛争・対立の解決が困難な場合もあることを例証している。

主要参考文献

- 池内敏『竹島——もうひとつの日韓関係史』(中央公論新社、二〇一六年)。
- 上田広美、岡田知子編『カンボジアを知るための62章(第2版)』(明石書店、二〇一二年)。
- 柿崎一郎『物語タイの歴史——微笑みの国の真実』(中央公論新社、二〇〇七年)。
- 韓国外務省「独島」(<http://dokdo.mofa.go.kr/jp/>) 二〇一六年一〇月

二八日アクセス)。

高橋勝幸「タイ・カンボジア関係——プレアピヒア寺院をめぐるウボン大学学生の反応」『タイ国情報』(四四卷二号、二〇一〇年)二六—四二頁。

日本国外務省「竹島」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/>二〇一六年一〇月二八日アクセス)。

ロー・ダニエル『竹島密約』(草思社、二〇〇八年)。

John Burgess, *Temple in the Clouds: Faith and Conflict at Preah Vihear* (Bangkok: River Books, 2015).